

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額		717	343	63,219,774	190	4,265,046	67,486,070
			減額後の課税標準額		502	61	43,627,085	190	2,873,658	46,501,496
	第12項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額		41	67	1,248,489	375	-	1,248,972
			減額後の課税標準額		41	67	672,018	375	-	672,501
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額		-	-	24,492	84	6,645,997	6,670,573
			減額後の課税標準額		-	-	16,757	84	4,686,230	4,703,071
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額		-	-	10,790	-	-	10,790
			減額後の課税標準額		-	-	7,553	-	-	7,553
			評価額の1/6の額		1,982	126	265,763	-	-	267,871
			減額後の課税標準額		1,982	126	186,034	-	-	188,142
	第24項	新関西国際空港(株)	評価額の1/2の額		-	-	19,305,771	-	112,175,627	131,481,398
			減額後の課税標準額		-	-	13,513,368	-	78,251,110	91,764,478
第28項	中部国際空港(株)	評価額の1/2の額		-	-	3,259,973	-	11,670,154	14,930,127	
		減額後の課税標準額		-	-	2,281,981	-	8,169,108	10,451,089	
法 附 則 第 15 条	第12項	並行在来線	評価額の1/2の額		-	-	42,764	1,006	5,578,212	5,621,982
			減額後の課税標準額		-	-	29,935	1,006	4,494,219	4,525,160
	第18項	成田国際空港(株)	評価額の4/5の額		-	-	-	-	222,816,950	222,816,950
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	155,815,339	155,815,339
	第22項	外資埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額		-	-	31,163,872	-	-	31,163,872
			減額後の課税標準額		-	-	21,678,612	-	-	21,678,612
			評価額の3/5の額		-	-	18,759,166	-	-	18,759,166
	第23項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	減額後の課税標準額		-	-	13,151,984	-	-	13,151,984
			評価額の3/5の額		-	-	314,040,553	-	76,405	314,116,958
	第26項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	減額後の課税標準額		-	-	212,297,303	-	49,197	212,346,500
			評価額の1/2の額		-	-	410,823	-	-	410,823
	第27項	指定会社等の特 定用途港湾施設	減額後の課税標準額		-	-	267,344	-	-	267,344
評価額の1/2の額				-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法附則第 15 条 の 2 第 2 項	三島特例	評価額の 1/2 の額	-	-	248,758	13,790	7,648,845	7,911,393
		減額後の課税標準額	-	-	167,769	13,790	5,475,916	5,657,475
法附則 第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係 る承継特例	評価額の 3/5 の額	-	-	6,867,167	24,207	126,878,581	133,769,955
		減額後の課税標準額	-	-	4,684,734	23,106	88,210,667	92,918,507
		評価額の 3/10 の額	-	140	7,275,188	92,473	81,541,633	88,909,434
		減額後の課税標準額	-	97	5,000,541	62,293	57,667,421	62,730,352
平成 10 年改正法 附則第 6 条第 9 項 による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
平成 11 年改正法 附則第 8 条第 8 項 による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の 1/6 の額	-	-	1,206,713	-	19,057	1,225,770
		減額後の課税標準額	-	-	844,699	-	12,416	857,115
平成 18 年改正法 附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源 開発機構	評価額の 1/6 の額	-	-	42,640	-	12,467	55,107
		減額後の課税標準額	-	-	29,297	-	9,234	38,531
合 計		評 価 額	2,740	676	466,983,680	132,125	579,328,974	1,046,448,195
		減額後の課税標準額	2,525	351	318,170,704	100,844	405,714,515	723,988,939

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額		-	-	44,169,203	-	-	-	44,169,203
		減額分に相当する 課税標準額		-	-	1,057,267	-	-	-	1,057,267
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額		681,270	1,568,593	133,395	-	2,269,806	4,653,064
			徴収猶予分に相 当する課税標準額		218,719	493,057	36,487	-	1,556,180	2,304,443
	第8項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額		-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相 当する課税標準額		-	-	-	-	-	-
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額		617,552	10,740,189	777,227	-	34,367	12,169,335	
		減額分に相当する 課税標準額		181,334	2,945,870	83,298	-	19,144	3,229,646	
第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額		3,693,702	11,529,237	2,193,736	-	879,245	18,295,920	
		減額分に相当する 課税標準額		676,950	2,079,005	1,000,771	-	403,176	4,159,902	
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課税標準額		-	-	-	-	-	-	-
法附則第55条 第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		734,871	1,024,404	115,964,338	13,890	5,130,789	122,868,292	
		減額分に相当する 課税標準額		195,292	131,014	27,838,154	6,931	2,819,182	30,990,573	
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課税標準額		-	-	-	-	-	-
	第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		3,711,968	934,666	122,100,092	2,041,284	20,566,836	149,354,846
			減額分に相当する 課税標準額		1,776,652	421,304	26,384,255	1,022,083	7,396,207	37,000,501
	第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額		-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課税標準額		-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 56 条	第1項	東日本大震災によ る被災住宅用地に 係る特例措置	評 価 額		-	-	227,491,660	-	-	227,491,660
			減額後の課税標準額		-	-	66,932,190	-	-	66,932,190
	第10項	東日本大震災によ る被災代替住宅用 地に係る特例措置	評 価 額		-	-	3,441,328	-	30,550	3,471,878
			減額後の課税標準額		-	-	879,090	-	12,344	891,434
	第13項	居住困難区域内住 宅用地に係る代替住 宅用地の特例措置	評 価 額		-	-	285,996	-	-	285,996
			減額後の課税標準額		-	-	71,281	-	-	71,281
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)		評 価 額		-	-	357,892	-	-	357,892	
		減額後の課税標準額		-	-	86,592	-	-	86,592	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額							
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	51,216,756	-	7	1,299,918	52,516,681	
			減額後の課税標準額	-	-	35,330,637	-	7	907,783	36,238,427	
	第12項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額	-	-	32,721	-	-	-	32,721	
			減額後の課税標準額	-	-	6,874	-	-	-	6,874	
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額	-	-	-	-	-	314,680	314,680	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	212,565	212,565	
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
			評価額の1/6の額	-	-	242,949	-	-	-	242,949	
			減額後の課税標準額	-	-	170,064	-	-	-	170,064	
	第24項	新関西国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	199,372	-	-	-	199,372	
			減額後の課税標準額	-	-	139,560	-	-	-	139,560	
第28項	中部国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-		
法 附 則 第 15 条	第12項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
	第18項	成田国際空港㈱	評価額の4/5の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
	第22項	外貿埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額	-	-	31,163,872	-	-	-	31,163,872	
			減額後の課税標準額	-	-	21,678,612	-	-	-	21,678,612	
			評価額の3/5の額	-	-	18,759,166	-	-	-	18,759,166	
			減額後の課税標準額	-	-	13,151,984	-	-	-	13,151,984	
	第23項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の3/5の額	-	-	176,104,299	-	-	-	176,104,299	
			減額後の課税標準額	-	-	117,791,489	-	-	-	117,791,489	
	第26項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	評価額の1/2の額	-	-	372,849	-	-	-	372,849	
			減額後の課税標準額	-	-	243,652	-	-	-	243,652	
第27項	指定会社等の特 定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-		

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大 都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
法附則第 15 条 の 2 第 2 項	三島特例	評価額の 1/2 の額	-	-	55,090	-	-	-	4,190,621	4,245,711	
		減額後の課税標準額	-	-	36,056	-	-	-	2,997,716	3,033,772	
法附則 第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係 る承継特例	評価額の 3/5 の額	-	-	6,035,572	-	-	-	81,456,616	87,492,188	
		減額後の課税標準額	-	-	4,110,106	-	-	-	56,147,088	60,257,194	
		評価額の 3/10 の額	-	-	4,022,785	-	-	-	-	31,727,367	35,750,152
		減額後の課税標準額	-	-	2,766,470	-	-	-	-	22,087,644	24,854,114
平成 10 年改正法 附則第 6 条第 9 項 による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成 11 年改正法 附則第 8 条第 8 項 による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の 1/6 の額	-	-	1,151,009	-	-	-	-	1,151,009	
		減額後の課税標準額	-	-	805,706	-	-	-	-	805,706	
平成 18 年改正法 附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源 開発機構	評価額の 1/6 の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	計	評 価 額	-	-	289,356,440	-	-	7	118,989,202	408,345,649	
		減額後の課税標準額	-	-	196,231,210	-	-	7	82,352,796	278,584,013	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額	-	-	5,644,687	-	-	-	5,644,687
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	144,314	-	-	-	144,314
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項	宅地化農地・ 徴収猶予	-	-	-	-	-	-	-
		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
	第8項	宅地化農地・ 徴収猶予	-	-	-	-	-	-	-
		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	42,109	4,066,480	462,279	-	13,850	4,584,718	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	9,069	872,539	51,009	-	6,219	938,836	
第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	1,102,561	-	107,331	1,209,892	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	203,744	-	37,572	241,316	
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
	第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-		
	減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-		
法 附 則 第 56 条	第1項	東日本大震災による 被災住宅用地に 係る特例措置	-	-	63,077,222	-	-	63,077,222	
		減額後の課税標準額	-	-	13,226,624	-	-	13,226,624	
	第10項	東日本大震災による 被災代替住宅用 地に係る特例措置	-	-	279,799	-	-	279,799	
		減額後の課税標準額	-	-	62,515	-	-	62,515	
第13項	居住困難区域内住宅 用地に係る代替住宅 用地の特例措置	-	-	-	-	-	-		
	減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-		
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 （旧法附則第56条第13項）		評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額		717	343	11,276,198	163	2,858,898	14,136,319
			減額後の課税標準額		502	61	7,789,835	163	1,939,281	9,729,842
	第12項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額		35	67	1,073,310	375	-	1,073,787
			減額後の課税標準額		35	67	595,259	375	-	595,736
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額		-	-	20,114	84	5,494,520	5,514,718
			減額後の課税標準額		-	-	14,020	84	3,838,927	3,853,031
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額		-	-	10,790	-	-	10,790
			減額後の課税標準額		-	-	7,553	-	-	7,553
			評価額の1/6の額		1,982	126	22,814	-	-	24,922
			減額後の課税標準額		1,982	126	15,970	-	-	18,078
	第24項	新関西国際空港㈱	評価額の1/2の額		-	-	18,505,048	-	69,078,099	87,583,147
			減額後の課税標準額		-	-	12,952,863	-	48,082,840	61,035,703
第28項	中部国際空港㈱	評価額の1/2の額		-	-	3,259,973	-	11,670,154	14,930,127	
		減額後の課税標準額		-	-	2,281,981	-	8,169,108	10,451,089	
第12項	並行在来線	評価額の1/2の額		-	-	10,112	909	3,624,345	3,635,366	
		減額後の課税標準額		-	-	7,078	909	2,896,375	2,904,362	
第18項	成田国際空港㈱	評価額の4/5の額		-	-	-	-	209,471,060	209,471,060	
		減額後の課税標準額		-	-	-	-	146,479,143	146,479,143	
第22項	外貿埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額		-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-	
		評価額の3/5の額		-	-	-	-	-	-	
第23項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の3/5の額		-	-	111,605,872	-	61,558	111,667,430	
		減額後の課税標準額		-	-	76,413,809	-	43,176	76,456,985	
第26項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	評価額の1/2の額		-	-	37,974	-	-	37,974	
		減額後の課税標準額		-	-	23,692	-	-	23,692	
第27項	指定会社等の特 定用途港湾施設	評価額の1/2の額		-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-	

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
		評価額の 1/2 の額	減額後の課税標準額						
法附則第 15 条 の 2 第 2 項	三島特例	評価額の 1/2 の額	-	-	122,717	-	1,238	2,776,796	2,900,751
		減額後の課税標準額	-	-	82,226	-	1,238	2,004,237	2,087,701
法附則 第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係 る承継特例	評価額の 3/5 の額	-	-	825,172	-	4,632	43,839,893	44,669,697
		減額後の課税標準額	-	-	570,132	-	4,616	30,924,511	31,499,259
		評価額の 3/10 の額	-	-	2,763,942	-	91,184	42,080,858	44,935,984
		減額後の課税標準額	-	-	1,894,189	-	61,004	29,912,794	31,867,987
平成 10 年改正法 附則第 6 条第 9 項 による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
平成 11 年改正法 附則第 8 条第 8 項 による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の 1/6 の額	-	-	55,704	-	-	-	55,704
		減額後の課税標準額	-	-	38,993	-	-	-	38,993
平成 18 年改正法 附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源 開発機構	評価額の 1/6 の額	-	-	42,294	-	-	9,002	51,296
		減額後の課税標準額	-	-	29,075	-	-	6,816	35,891
合 計	計	評 価 額	2,734	536	149,282,389	98,585	390,965,183	540,349,427	
		減額後の課税標準額	2,519	254	102,471,924	68,389	274,297,208	376,840,294	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額	-	-	38,524,516	-	-	-	38,524,516
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	912,953	-	-	-	912,953
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項 宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額	681,270	1,568,593	133,395	-	2,269,806	4,653,064	
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	218,719	493,057	36,487	-	1,556,180	2,304,443	
第8項 宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額	評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	
第16項 宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	評 価 額	575,443	6,673,709	314,948	-	20,517	7,584,617	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	172,265	2,073,331	32,289	-	12,925	2,290,810	
第17項 宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	評 価 額	3,693,702	11,529,237	2,193,736	-	879,245	18,295,920	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	676,950	2,079,005	1,000,771	-	403,176	4,159,902	
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	709,633	1,020,286	109,131,398	11,845	4,590,591	115,463,753	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	182,693	128,958	26,547,624	5,910	2,633,041	29,498,226	
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項 課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
第6項 課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	評 価 額	3,162,290	811,150	110,349,946	1,542,069	15,337,711	131,203,166	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	1,501,812	359,546	23,794,612	772,475	5,561,614	31,990,059	
第8項 課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 56 条	第1項 東日本大震災によ る被災住宅用地に 係る特例措置	評 価 額	-	-	156,712,734	-	-	156,712,734	
		減額後の課税標準額	-	-	51,611,053	-	-	51,611,053	
第10項 東日本大震災によ る被災代替住宅用 地に係る特例措置	評 価 額	評 価 額	-	-	2,291,337	-	30,550	2,321,887	
		減額後の課税標準額	-	-	595,809	-	12,344	608,153	
第13項 居住困難区域内住 宅用地に係る代替住 宅用地の特例措置	評 価 額	評 価 額	-	-	229,413	-	-	229,413	
		減額後の課税標準額	-	-	56,462	-	-	56,462	
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)	評 価 額	評 価 額	-	-	336,183	-	-	336,183	
		減額後の課税標準額	-	-	81,167	-	-	81,167	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

(町 村 計) (単位：千円)

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額							
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	726,820	-	20	106,230	833,070	
			減額後の課税標準額	-	-	506,613	-	20	26,594	533,227	
	第12項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額	6	-	142,458	-	-	-	142,464	
			減額後の課税標準額	6	-	69,885	-	-	-	69,891	
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額	-	-	4,378	-	-	836,797	841,175	
			減額後の課税標準額	-	-	2,737	-	-	634,738	637,475	
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
			評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
	第24項	新関西国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	601,351	-	-	43,097,528	43,698,879	
			減額後の課税標準額	-	-	420,945	-	-	30,168,270	30,589,215	
第28項	中部国際空港㈱	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-		
法 附 則 第 15 条	第12項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	32,652	-	97	1,953,867	1,986,616	
			減額後の課税標準額	-	-	22,857	-	97	1,597,844	1,620,798	
	第18項	成田国際空港㈱	評価額の4/5の額	-	-	-	-	-	13,345,890	13,345,890	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	9,336,196	9,336,196	
	第22項	外貿埠頭公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
			評価額の3/5の額	-	-	-	-	-	-	-	
	第23項	日本郵政公社の 民営化に係る 承継特例	評価額の3/5の額	-	-	26,330,382	-	-	14,847	26,345,229	
			減額後の課税標準額	-	-	18,092,005	-	-	6,021	18,098,026	
	第26項	公益法人の所有 する能楽堂の 敷地	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
	第27項	指定会社等の特 定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
減額後の課税標準額			-	-	-	-	-	-	-		

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評価額の 1/2 の額	減額後の課税標準額							
法附則第 15 条 の 2 第 2 項	三島特例	評価額の 1/2 の額	-	-	70,951	-	12,552	-	681,428	764,931
		減額後の課税標準額	-	-	49,487	-	12,552	-	473,963	536,002
法附則 第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係 る承継特例	評価額の 3/5 の額	-	-	6,423	-	19,575	-	1,582,072	1,608,070
		減額後の課税標準額	-	-	4,496	-	18,490	-	1,139,068	1,162,054
		評価額の 3/10 の額	-	140	488,461	-	1,289	-	7,733,408	8,223,298
		減額後の課税標準額	-	97	339,882	-	1,289	-	5,666,983	6,008,251
平成 10 年改正法 附則第 6 条第 9 項 による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-	-	-
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 11 年改正法 附則第 8 条第 8 項 による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の 1/6 の額	-	-	-	-	-	-	19,057	19,057
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	12,416	12,416
平成 18 年改正法 附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源 開発機構	評価額の 1/6 の額	-	-	346	-	-	-	3,465	3,811
		減額後の課税標準額	-	-	222	-	-	-	2,418	2,640
合 計	計	評 価 額	6	140	28,344,851	-	33,533	-	69,374,589	97,753,119
		減額後の課税標準額	6	97	19,467,570	-	32,448	-	49,064,511	68,564,632

第 17 表 課税標準の特例等に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

(町 村 計) (単位: 千円)

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第 15 条 の 8 第 2 項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 29 条 の 5	第 7 項	宅地化農地・ 徴収猶予	-	-	-	-	-	-	-
		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
	第 8 項	宅地化農地・ 徴収猶予	-	-	-	-	-	-	-
		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
	第 16 項	宅地化農地・減額	-	-	-	-	-	-	-
		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
	第 17 項	宅地化農地・減額	-	-	-	-	-	-	-
		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第 55 条 第 4 項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第 55 条 第 6 項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	25, 238	4, 118	5, 730, 379		2, 045	432, 867	6, 194, 647
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	12, 599	2, 056	1, 086, 786		1, 021	148, 569	1, 251, 031
法 附 則 第 55 条 の 2	第 4 項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
	第 6 項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	549, 678	123, 516	11, 750, 146		499, 215	5, 229, 125	18, 151, 680
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	274, 840	61, 758	2, 589, 643		249, 608	1, 834, 593	5, 010, 442
	第 8 項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 56 条	第 1 項	東日本大震災による 被災住宅用地に 係る特例措置	-	-	7, 701, 704		-	-	7, 701, 704
		減額後の課税標準額	-	-	2, 094, 513		-	-	2, 094, 513
	第 10 項	東日本大震災による 被災代替住宅用 地に係る特例措置	-	-	870, 192		-	-	870, 192
		減額後の課税標準額	-	-	220, 766		-	-	220, 766
	第 13 項	居住困難区域内住宅 用地に係る代替住宅 用地の特例措置	-	-	56, 583		-	-	56, 583
		減額後の課税標準額	-	-	14, 819		-	-	14, 819
改正法の規定によるもの 平成 24 年改正法附則第 8 条第 12 項 (旧法附則第 56 条第 13 項)		評 価 額	-	-	21, 709		-	-	21, 709
		減額後の課税標準額	-	-	5, 425		-	-	5, 425